

# 入院時のお薬に関する情報共有シートの 保険薬局対応手順書

2023年3月

中東遠総合医療センター 薬剤部

## 原則、当院へは患者の入院前48時間以内の薬剤情報を提供すること

※患者面談やお薬の整理は48時間以上前でも構わないが、以下の条件を満たす場合に限る

- 1) 薬剤情報提供（情報共有シートをFAXする）は入院前48時間以内とする。  
※入院前48時間以内が休日の場合は、入院当日（平日）または休日直前の平日にFAX送信する。
- 2) FAXする情報は、患者面談やお薬の整理を行った時点の情報とFAXをする時点の情報とで相違がないことを患者に確認する。

### I. 目的

中東遠総合医療センターと保険薬局が連携し、薬歴管理および服薬支援を行うことで、患者に安心かつ安全な薬学的ケアを提供すること、また入院直後より常用薬を継続出来るよう入院前にお薬の状況を確認し整理をすることを目的とする。

### II. 運用フロー

- 1) 入院が決定したら、患者は外来で「入院時のお薬に関する情報共有シート」を受け取る。

↓  
順路 → 当院薬剤部 → 保険薬局

- 2) 当院より保険薬局へ「入院時のお薬に関する情報共有シート」をFAX送信する。

↓  
※保険薬局は患者に連絡をし、来局予定日を相談する。

- 3) 来局予定日に、患者が「情報共有シート」「お薬」「お薬手帳」を持参する。

- ・「情報共有シート」を基にアレルギー歴等問診を行う。
- ・現在服用しているお薬の情報を「情報共有シート」に記入する。（薬情等でも可）
- ・お薬を「入院日までに服用する分」と「入院中に服用する分」に整理する。  
※情報共有シートの日数は、入院中に服用する分として整理した日数を記載する。

- 4) 記入済みの「情報共有シート」のコピーを保管し、原本を患者へ返却する。この時「入院時に服用する分のお薬」と「保険薬局記入済みの情報共有シート」を入院当日病院へ提出するよう患者に説明し渡す。

- 5) 患者が入院する前48時間以内に、「情報共有シート」の内容に変更がないことを患者へ確認の上、「情報共有シート」のコピーをFAXコーナー経由で当院薬剤部宛にFAX送信する。

### III. 保険薬局の対応

- 内容の確認
  - ・情報共有シートに記載された患者情報を確認する。
  - ・入院予定日を確認する。
- 患者への対応
  - ・事前に連絡を取り来局予定を相談する。
  - ・患者氏名を確認する。
  - ・副作用歴・アレルギー歴を確認する。
  - ・服用中のお薬を確認する。
  - ・お薬を「入院前服用分」「入院中服用分」に整理する。
- 患者面談後の対応
  - ・記入済み「情報共有シート」は患者様へ返却前に当院へ FAX 送信する。
  - ・「入院中服用分のお薬」「保険薬局記入済みの情報共有シート」を入院当日病院へ提出するよう患者に説明。

### IV. Q&A

Q. なぜ48時間以内の薬剤情報なの？

A. ・入院時に服用（使用）する最新の情報が必要なため、休日も考慮し48時間以内と設定しました。

Q. 48時間以内の考え方は？

A. ・通常は入院の前々日、前日です。  
ただし、連休(祝日)明け入院の場合は、連休(祝日)直前の平日でも可とします。

Q. 患者の訪局日は入院前48時間以内でないと絶対ダメ？

A. ・48時間以上前でも構いませんが、持参薬セットの薬剤情報は持参薬セットをした時点の情報と入院前48時間以内の情報に相違がないことを患者様に確認していただいた上、当院へ情報提供してください。

Q. お薬の整理の方法は？

A. ・基本的に患者様が普段管理している状態（PTP、一包化など）のまま、薬袋を用いて整理してください。  
※ただし、カレンダー管理や1回ごとのケース管理はやめてください。  
・複数医療機関のお薬は、医療機関毎に整理してください。  
※ただし、患者希望により一包化している場合はこの限りではありません。  
・用法用量がわかるように、薬袋を分けるなど工夫して整理してください。

- ・「入院前服用分」と「入院時持参薬分」とに分けて患者様に説明して渡してください。  
この際、「入院時持参薬分」は入院するまでの期間に絶対に開けないよう指導してください。

Q. 持参薬セットの作成日数は？

- A. ・入院予定日数+5日分程度作成してください。
- ・入院予定日数が不明の場合は、入院前に服用する分を除いたお薬で作成可能な最大日数分を作成してください。
  - ・お薬の日数はすべて同じ日数に揃えてください。(医療機関毎で可)

Q. 薬剤情報提供書は、表に記載でなくてもよい？

- A. ・薬情やお薬手帳用シールでも、情報が明確であれば可とします。
- ・ホームページに薬剤情報提供書の Excel シートを掲載しましたので、そちらを使用していたいただいても構いません。

Q. 入院前の中止薬を誤服用してしまっていることが発覚した場合の対応は？

- A. ・速やかに主治医に連絡し、指示を仰いでください。
- ・対応については薬剤部へ情報提供をしてください。
  - ・指示書に従い適切に休薬説明をしたにもかかわらず誤服用した場合は、患者様の自己責任となります。

Q. 休薬指示に従い除いた中止薬はどうするの？

- A. ・休薬するお薬は「中止薬」であることを明確にした上で、持参薬セットと一緒に入院時に病院へ持って行くよう、患者様へお渡しください。